

令和8年3月31日
新潟市契約課

関係各位

地域建設業経営強化融資制度の延長について

市では国の融資制度である「地域建設業経営強化融資制度」に基づく工事請負代金債権譲渡の承諾を導入していますが、この度、制度適用期間が**令和13年3月31日**まで延長となりましたのでお知らせいたします。

制度利用に関しては、下記の連絡先へご相談ください。

記

1 融資の相談

- ・東日本建設業保証(株)新潟支店
025-285-7151
- ・(株)建設経営サービス（東日本建設業保証(株)の100%子会社）
03-3545-8534

2 制度の問い合わせ

- ・北陸地方整備局 計画・建設産業課
025-370-6571